

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年8月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800062号
厚生局事案番号 : 九州(脱)第1800003号

第1 結論

昭和17年6月1日から昭和20年8月17日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年6月1日から昭和20年8月17日まで

私は、終戦に伴いA国より引き揚げており、脱退手当金は受給していない。脱退手当金の受給は、いつ、どのような形式で行われたのか、受領の際の受取の署名の提示をして頂きたい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、B社における厚生年金保険の被保険者期間について、「給付種類 脱」、「資格期間 38」、「支給金額 254円20」、「支給(開始)年月日 21.12.3」等の請求期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されており、これらの内容はオンライン記録と符合する。

また、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

したがって、請求者又は請求者の委任(同意)に基づき事業所により、請求期間に係る脱退手当金の請求がなされた可能性は否定できず、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、日本年金機構は、請求者の脱退手当金支給に係る資料の保管状況について、当時の資料は保管されていない旨回答していることから、請求者が主張する受取の署名を確認することはできない。